



令和元年 6月6日(木)
(2019年) 6月6日(木)

No. 14944 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例①・完
周知商品特有の包装・装飾事件における司法判定についての考察 (1)

中国2017年知財に関する重要判例①・完

周知商品特有の包装・装飾事件における
司法判定についての考察

—王老吉v.加多宝の周知商品特有の包装・装飾紛争事件—

林達劉グループ¹
北京魏啓学法律事務所
著者：魏啓学、陳傑、李琦

目次

はじめに	II 本件の争点に関する判示
I 事件の概要	III 周知商品特有の包装・装飾事件の司法判定につ いて
1. 基本情報	
2. 事件の経緯	おわりに



知的財産ビジネス支援の専門職集団

特許業務法人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島淳

【機械建築担当弁理士】
 福田浩志(副所長)
 清武史郎*
 堀江千鶴*
 坂手英一*
 針間博成*
 釘田淳一*
 永高元浩*
 河野元英*
 中野明*
 江口和敬*
 御橋優子*
 上野敏範*
 片倉正博*
 木村孝治*
 加藤直樹*
 藤村雅嗣

大塚山映美*
 横山伯也*
 佐伯秀行*
 石田秀行*
 三島規洋*
 長谷川博智*
 黒田道英*
 北口博智*
 中野慎一*
 佐野直仁*
 村野愛将*
 福尾晴之*
 中山憲太郎*
 小山義太*
 眞田中子*
 眞田郁子*
 眞田基敏

【電気電子担当弁理士】
 加藤和詳(副所長)
 百瀬尚幸*
 美濃好美*
 佐久間治子*
 小早川千佳子*
 山口真奈*
 山古明大*
 大松崎和幸*
 小田宏明*
 中野雄一*
 藤原庄一*
 藤原太健*
 藤原正規

後藤進一*
 八田高志*
 眞尾裕子*
 【化学材料担当弁理士】
 下田津子*
 小林美貴*
 設楽修一*
 西山崇介*
 早瀬貴夫*
 長野恒夫*
 前嶋昌和*
 有村智史*
 原宮宏紀*
 宮崎喜美江*
 松村あい*
 立花小倉*
 上條由紀子*

【バイオ医薬担当弁理士】
 山極美穂*
 渡邊裕子*
 中川彰子*
 村尾招子*
 桐内優子*
 宮澤優子*
 長崎さな*
 森知愛*
 土井徹也*
 【商標意匠担当弁理士】
 関島昌子*
 高橋美史*
 高橋史保*
 野崎彩子*
 堀敬香

【米国特許弁理士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング

【中国弁理士】
董林 昭
董林 雅倩

【韓国弁理士】
金 峻河

【弁理士】
中野 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ：横浜市 USオフィス：米国バージニア州

はじめに

本件は中国最高裁判所により発表された2017年中国裁判所の代表的な知的財産事件10件の1つであり、周知商品特有の包装・装飾に係る事件の代表例である。本件は「王老吉」赤色缶入りハーブティーという周知商品特有の包装・装飾に係る権利の帰属問題と、当事者の両社がそれぞれ製造・販売した赤色缶入りハーブティー商品の包装・装飾は権利侵害に該当するかとの問題がポイントであった。一審裁判所は、「王老吉」赤色缶入りハーブティーの包装・装飾の権利所有者が広葉グループであり、広葉グループのライセンスを受けた大健康社が製造・販売した赤色缶入りハーブティーは侵害に該当しないと認めるとともに、加多宝社が製造・販売した一方側に「王老吉」、他方側に「加多宝」を表示した赤色缶入りハーブティー及び両側に「加多宝」を表示した赤色缶入りハーブティーはいずれも侵害に該当すると判断した上で、加多宝社に対して侵害差止め、影響解消、損害賠償を命じ、加多宝社の訴訟上の請求を棄却した。ところが、最高裁判所は終審判決において、「広葉グループ及びその前身、加多宝社及びその関連会社はいずれも、本件包装・装飾の権利の形成、発展及びのれんの確立についてそれぞれ積極的な役割を果たしたため、本件包装・装飾の権利を完全に片方の所有物とすると、明らかに不公正な結果となり、しかも社会公衆の利益を害するおそれがある。したがって、本件周知商品特有の包装・装飾の権利は、信義則を守り、消費者の認識を尊重し、かつ、他人の適法な権利を損なわないことを前提として、広葉グループと加多宝社が共有することができる。」と判示し、相手方の製造・販売した赤色缶入りハーブティー商品が他人の周知商品特有の包装・装飾の無断な使用に該当するとした広葉グループ及び加多宝社の主張はいずれも成立せず、広葉グループ及び加多宝社の訴訟上の請求をすべて棄却する旨を判決した。現在、製品の実際の製造者が商標権者ではないことがよくある。包装・装飾に係る権利の帰属に関する本件の判定は、実務における権利帰属の判断について重要な意味を有する。本稿において、本件の経緯及び争点を紹介し、特有の包装・装飾に関する司法判定及び実務上の注意点について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

● 加多宝社v.広葉グループ

一審原告(二審上訴人): 広東加多宝飲料食品有限公司(以下、「加多宝社」という。)

一審被告(二審被上訴人): 広州王老吉大健康産業有限公司(以下、「大健康社」という。)

判決の情報

一審 広東省高等裁判所(2013)粵高法民三初字第1号

二審 中国最高裁判所(2015)民三終字第2号

● 広葉グループv.加多宝社

一審原告(二審被上訴人): 広州医薬集団有限公司(以下、「広葉グループ」という。)

一審被告(二審上訴人): 広東加多宝飲料食品有限公司

判決の情報

一審 広東省高等裁判所(2013)粵高法民三初字第2号

二審 中国最高裁判所(2015)民三終字第3号

2. 事件の経緯

「王老吉」は1828年に王澤邦氏により創設されたハーブティーのブランドである。様々な事情の関係で、「王老吉」商標等の無形資産は、1970年代から国有資産となり、後に国有企業である広葉グループの所有となった。加多宝社は1995年から赤色缶入りの「王老吉」ハーブティーを製造し、1997年に広葉グループと「王老吉」商標の使用許諾契約を締結した。加多宝社は「王老吉」ハーブティーの宣伝に大きな力を入れ、全国にわたって普及させた結果、2008年のときに「王老吉」というブランドの価値は1000億人民元を超えていると評価された。

一方、2001年～2003年にさらに締結された「王老吉」商標の使用を2020年まで加多宝社に許諾する旨の契約は、2011年の仲裁及び2012年の裁判を経て無効となった結果、加多宝社は「王老吉」商標の使用権を失った。その後、加多宝社は「王老吉」商標の使用を徐々に諦め、赤色缶入りハーブティーの宣伝に取り組んでいた。2012年6月、広